

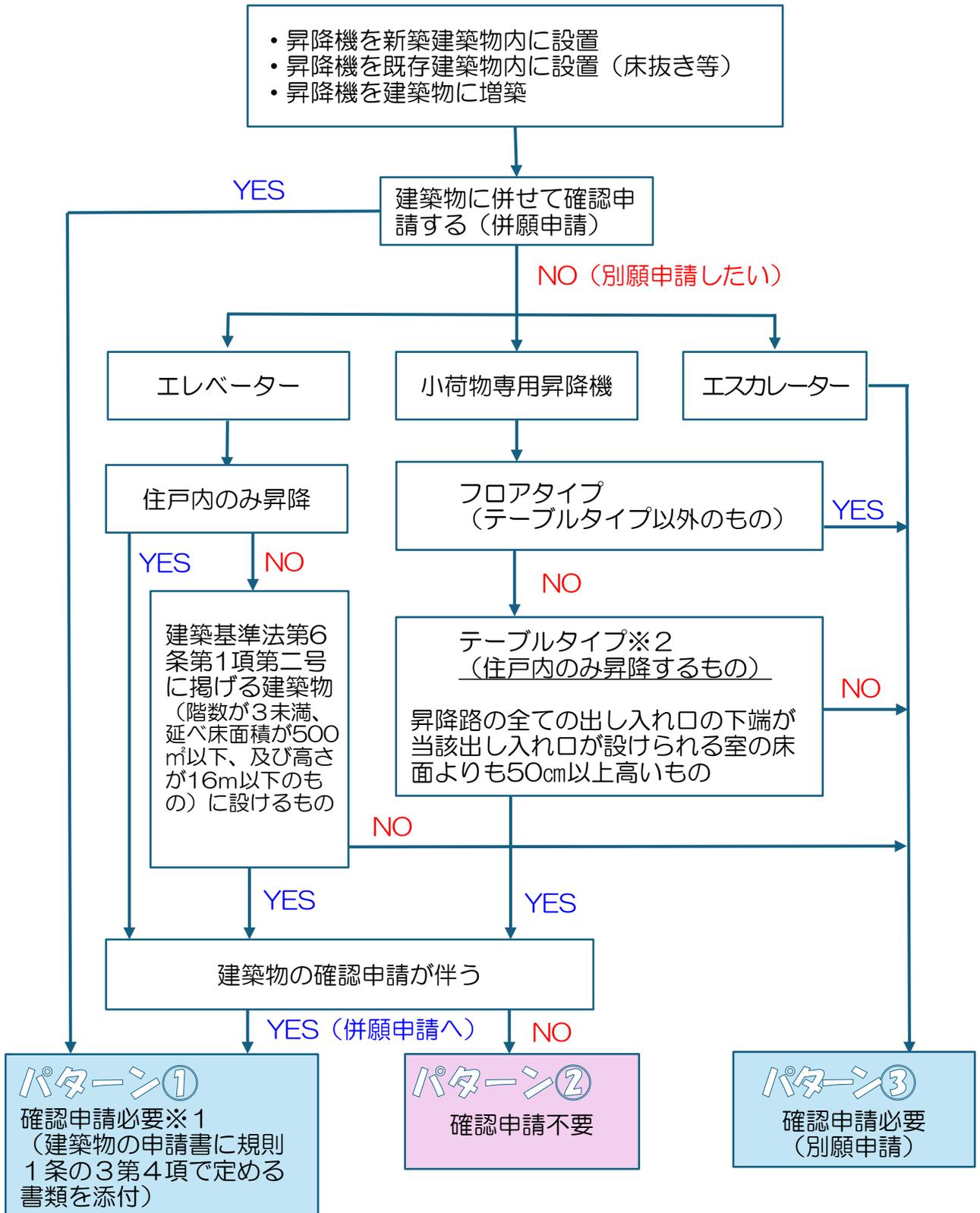
# 建築物に新規に設ける昇降機の手続き

パターン① 建築物の確認申請書に昇降機の図書及び書類の添付が必要です。

パターン② 昇降機の確認申請は不要です。

パターン③ 昇降機の確認申請が必要です。

神奈川県所管区域



※1 建築基準法第6条第1項第3号建築物に設置する場合、併願申請をしてください。

※2 テーブルタイプは神奈川県建築基準法施行細則第6条第1項第1号に基づき、原則確認申請が必要です。（住戸内のみ昇降するものは除く）